

# 総務委員会記録

- 1 期 日 平成21年6月18日（木）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典  
副委員長 野村常雄  
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、  
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員  
[会計管理部]  
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長  
[総務局]  
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、  
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、  
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長  
[企画振興局]  
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、  
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長  
[人事委員会事務局]  
事務局長、公務員課長
- 6 報告事項  
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局]  
(1) 平成21年広島県議会6月定例会提案見込事項  
(2) 「広島県・四川省友好提携25周年記念訪問団」及び「広島県留学フェア」について  
(3) 平成20年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況について  
[企画振興局]  
(4) 平成21年広島県議会6月定例会提案見込事項等  
(5) 元気づくり緊急交付金の計画承認について
- 7 会議の概要  
(1) 開会 午前10時35分  
(2) 記録署名委員の指名  
(3) 質疑・応答  
○質疑（田川委員） 政府では追加経済対策としてさまざまな基金や交付金等についての発表がありました。その中で、これから県でも検討を進められることと思いますが、定住自立圏等民間投資促進交付金についてお伺いします。

これについては政府で550億円の予算を組んでありますが、内容は定住自立圏構想の中心市を核として圏域が形成されると見込まれる地域等を対象として、都市機能の向上等に資する民間投資のイニシャルコスト等を支援するとなっています。

この中心市と言うのは、全国で243市が上げられていますが、広島県では8市ほどとなっています。この交付金については、これから内容等についてさまざまな議論がされると思います。また、市町とも連携して、9月にはプログラムも提出することになっていますので、今からのことだろうと思いますが、先にいろいろ御意見を伺い、要望もしっかり述べておきたいと思います。例えば今回の交付金については、さまざまな使い道があろうかと思います。例えば、医療・福祉機能の充実や地域公共交通の充実、人材育成や研究機能の強化など、公共性の強い事業については充当率が50%になっておりますし、購買環境等の整備については、駐車場、駐輪場、バリアフリー仕様の賃貸住宅、移動販売車、コミュニティー広場の整備などの事業が30%、百貨店やスーパーなどの商業施設や映画館の整備などが10%とされており、今後は市町と協議の上、このプログラムが提出されると思うのですが、例えば、充当率の残りの部分について、県の方で独自に民間事業者を支援するというのも制度的に否定はされていないと思いますので検討してはどうかと思いますが、そのようなことを考えられておりますでしょうか。

○答弁（地域政策課長） 定住自立圏等民間投資促進交付金については、原則として圏域における民間投資総額の40%ということで交付されるということで、分野によりましては50%となっています。

これに関しましては、都道府県におけるさらなる支援というものも制度上否定はされておりませんが、私どもとしましては、この民間投資のそれぞれの圏域における意義といいますか、役割について、まずは各市町において十分に内容をお考えいただきたいと考えておまして、これに対して県としてどこまで協力をしていくのかということにつきましては、その内容等も見えながら検討したいと思っておりますので、県が支援を行うことは現段階では考えておりません。

○要望・質疑（田川委員） 今から検討されるということですから、内容を見て支援するというのも考えられると思います。その財源としてはこの20年度補正の地域活性化臨時交付金とか、地域活性化経済危機対策臨時交付金等の活用が可能になるかと思いますが、これらの活用を検討しながら、しっかり市町と協議をしていただきたいと思います。

担当の総務省の方には、既に百貨店などの民間事業者から相談が相次いでいるということですが、しっかり地元とも協議しながら内容を検討していただきたいと思っております。

それから、色々な要望も新聞等で報道されておりますが、高速道路の地方部分などを1,000円均一にするという割引制度によって苦慮しているという民間航路の助成もこの中で検討できるのではないかと思います。こういったことも市町としっかり

と連携した上で検討をお願いしたいと思います。

それから、6月4日の全国課長会議で発表された資料を見ますと、全国243市の中心市、広島県の場合は8市が上がっています。この中心市以外の宣言を行っていない市でも交付金を使うことが可能であるという中身ではないかと思うのですが、それについては8市以外の市町で現在協議をされているところがあるのでしょうか。

○答弁（地域政策課長） この中心市には、定住自立圏構想推進要領という国から示されました要件があります。この要件と言いますのは、昼間人口比率が1以上であるということ、これは合併した市町村につきましても旧中心市の昼間人口比率ということになりますけれども、この比率が1以上であるということが一つとしてあります。

それから、もう一つは、人口が4万人以上であるということがこの定住自立圏構想における中心市の要件になっていまして、これらの要件に合致するのが、県内8市であります。

この定住自立圏構想とは別に、今回の民間投資促進交付金を申請するというにおきましては、県が特に認める場合にはその中心市に準ずる市ということで、人口要件が2万人以上で、特に県が認めるという場合には中心市になり得るということが示されておりまして、この要件に該当する市としましては、広島県におきましては大竹市が人口要件を満たすということで、県が広域的な中心市として認めれば今回の民間投資促進交付金の対象になり得るということですが、現段階において、大竹市の方から具体的な相談は受けていません。

○要望（田川委員） 大竹市が対象になるかもしれないということですが、大竹市から相談がなければ動かないというのではなく、対象になり得るというものはしっかり大竹市の方にも伝えていただきたいと思います。

これから9月に向けて、各市町とも協議をしながら内容を組んでいかれるのだろうと思いますが、しっかり県の方も市町の支援も検討をしていただきますように要望します。

○質疑（児玉委員） 中山間地域、過疎地域の発展に寄与しております過疎地域自立促進特別措置法が御存じのとおり今年度末で切れるわけですが、新たな新法制定に向けてはさまざまな議論が地域の方からも沸いております。あと9カ月という期限で、そろそろ国の方でもいろいろな動きがあるのではないかと思います。現状において国の方でどのような議論がされているのか、県の方でつかんでおられればお知らせいただきたいと思います。

○答弁（新過疎対策課長） 過疎法は本年度末で法期限切れになりますが、これは議員立法ということで、政府の自民党で4月の終わりに幹事会が設置されました。また、各省庁、官公庁で施策に関する提案ということで5月13日に知事ヒアリング、6月11日、16日に各省庁ヒアリングというものが始まっております。あわせて、平成19年の秋に総務省の方で設置した過疎問題懇談会も平成19年度5回、それから平成20

年度8回の審議を経て、先般新年度の過疎問題懇談会の議論がなされております。

10年前を見ましても、大体7月の終わりぐらいに新法の方向性が出て、12月、年末の大綱ということになりまして、そういうことで言いますと、10年前にあったようなスケジュール感でもって取り組みが本格化していくと考えており、こういう時期にいろいろな動きをしていかなければならないと考えています。

○質疑（児玉委員）　そろそろ方向性が出るのではないかとということですが、現行法で市町村合併に対する特別措置がありまして、みなし過疎、一部過疎というような制度があります。現在この制度を利用して合併後の市町にどのようなメリットがあったのか、お聞かせいただければと思います。

○答弁（新過疎対策課長）　現行の過疎地域自立促進特別措置法では第33条に市町村の廃置分合等があった場合の特例という基準があります。それによりまして、過疎地域の地域指定において、旧市町村単位でいうと58市町村、現16市町が過疎地域指定になると思いますけれども、とりわけ合併後の過疎地域全域で、33条で緩和された要件により新たに指定となった地域がありまして、これがみなし過疎ということで、三次市と安芸高田市がございます。その三次市と安芸高田市の旧三次市街地、それから、吉田町と八千代町の部分がこの合併特例基準によって地域指定を受けております。

平成16年度からの4年間で三次市では、100億円程度の過疎債対象事業を過疎債で100%充当し、7割を交付税で措置をするという事業でございますが、特に過疎地域を中心としました地域、情報化という部分でケーブルテレビの整備を中心に旧三次市街地の整備部分も含めまして、100億円程度の過疎債を使った事業でというのも取り込まれて70億円程度の過疎債の活用ということになっています。

また、安芸高田市の方でもこの4年間で、消防施設、安心安全施設を中心に76億円程度の規模の事業に取り組みまれて、そのうち19億円程度過疎債を活用するということで、合併の特例基準を活用しまして、合併後の市町の町づくりということに現行過疎法も大きく寄与しているものと考えております。

○質疑（児玉委員）　この地域指定を含めて新法制定に向けて地域の方が果たして大丈夫だろうかという危惧を抱いているのが現状ではないかと思いますが、本県としては今後の新法制定に向けてどのような要望をされていくのか、お伺いします。

○答弁（新過疎対策課長）　新法制定に向けた動きが本格化してきたということで、6月の初めには、施策に関する提案ということで、県知事、県議会議長の連名の要望書を県選出国會議員に提出しましたがけれども、並行して過疎市町16市町でつくります、広島県地域対策振興協議会の会長庄原市長、副会長江田島市長と安芸高田市長、私も随行しまして、県選出国會議員及び総務省に県独自要望を行いました。

昨日も全国知事会過疎特別委員会がございましたけれども、その中でもこの要望回数というものに関しまして言いますと、私どもは8回ということで、鳥取県とともに一番活動回数としては多いという状況でありまして、引き続き各市町、地対協

と連携いたしまして要望活動に努めてまいりたいと思っております。

- 要望・質疑（児玉委員） 県の方の取り組みもしっかりしていただいているようですが、市町の声として合併したから過疎地域でなくなったというのでは逆の効果が出てくる可能性もあります。今まであった制度をその視点も含めてうまく地域の活性化に利用できるように御努力をいただきたいと思えます。

最後に企画振興局長、新過疎法の制定に向けて県の意気込みがありましたらお聞かせいただけますか。

- 答弁（企画振興局長） 課長が説明しましたが、いわゆるみなし過疎というのは過疎市町と一緒にしたことによって、過疎指定を受けていなかったところが過疎になる、いわば合併により金銭面で少し得をした市町村です。そういう制度も合併して数年たって新しい過疎法でまた戻すというようなことがないような形で頑張っていきたいと思っております。

ただ、基本的には過疎市町村から脱却して過疎でない市町村になっていくぐらい元気な行政を展開されることが本当は一番大事なことです。恩恵を受ける制度をなくしてはいけないという考え方について、当面そういうことで頑張らないといけないと思えますが、ゆくゆくは地域の力で過疎を脱却できるという取り組みを進めていただきたいと考えております。

- 質疑（岡崎委員） 県が2分の1以上出資等している法人の経営状況説明書は、これでは全く詳細がわかりません。ただ提出しているというだけで、例えば費用についても項目があるわけではなく、ただ経常利益を書いて売り上げを書いているのでは、資料として体をなしていないので、きちんとした資料を出すようにしてください。

それについてどうですか。意味がないからこういう格好にして提出しているのですか。

- 答弁（財務部長） 2分の1出資法人の資料についてのお尋ねですが、地方自治法に基づきまして県が2分の1以上出資している法人については、その経営状況説明書の提出をしなければならないということで、あす開会される6月定例会において、別途もう少し詳細な冊子を用意してお配りするようにしております。極めて概括的で恐縮ではありますが、提案見込事項として今回説明させていただきました。また、2分の1以上出資していなくても、県が一定額以上出資している法人についてもあわせて説明をすべきであるという御指摘がありましたので、今回の委員会で資料を調整して御説明をしたところであります。

さらに詳細な資料につきましては、あすまた送付いたします県が2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書をごらんいただけたらと思えますし、それでもまだ説明が足りないようであれば、それはこの委員会の質疑を通じてお答え申し上げなければいけないと思えます。

ただ、まだ足りないとは思いますが、昨年6月から経営状況説明資料もできるだけフローとストックがわかるように、計算書と貸借対照表を新たに加えて少しず

つ工夫をしております。

また、御指摘のように、もっと詳細なものがわかる、あるいは経営状況のある程度的確にお示しできるものがどういうものであればいいかという点については、引き続き検討してまいりたいと思います。

○要望（岡崎委員） ほかの委員会も同じですが、提案見込事項として委員会に資料を提出するのですから、あすまた配るというのではなく資料としてきょう提出すべきだと思います。やはりタイミングを失しないようにきちんとしたものを出すようにしてください。

○意見（渡壁委員） 財政健全化法というものができましてから、従来とは違う観点から確認をしなければならないと思いますが、やはり従来どおりの資料がいつも提出されます。また財政健全化法の趣旨から言っても、もう少し詳しくやらなければ、県の財政だけよくわかっていけばいいとは言えないと私も思います。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

○答弁（財務部長） 先ほど言われたとおり、あすお配りする資料が各委員のその法人の経営状況を的確に把握したいという御要望にこたえるものかどうかということもあろうかと思えます。

今回の委員会の趣旨と言え、それを待つまでもなく本来我々が所管しております法人の経営状況を的確に委員に把握していただいて、その上で御議論していただくための資料を出すべきであるという点については、それはおっしゃるとおりでありますので、来年度以降になろうかと思えますけれども、この2分の1出資法人の経営状況を説明する資料の工夫については引き続き課題として我々は取り組んでいきたいと思えます。

(4) 閉会 午前11時37分